

はじめに

ご紹介いただきました志田陽子と申します。武蔵野美術大学で、教職課程での憲法と、それから表現者のための芸術関連やデザイン関連の様々な法律について、特に著作権法などについて日頃教えています。学生の関心としては、あいちトリエンナーレ問題以降、文化行政に関わりたいという希望を持っている学生もいることから、また学芸員を目指している学生もいるということから、大変に学内での関心が高まりまして、こうした議論にお呼びいただいたことは大変ありがたいことだと思っています。早速、お話をさせていただきたいと思います。

1 表現の自由の基本

まず「表現の自由と多文化社会」というテーマをいただきましたけれども、その前提として、表現の自由はなぜ大切なのかという基本を確認していきたいと思います。表現の自由と多様性の関係を知ることで、あいちトリエンナーレ問題を含めて、今起きている様々な問題を見る視点が見つかりやすくなると思います。

・憲法 21 条 表現の自由

表現の自由を定めている憲法の条文は、憲法 21 条ですけれども、そこには集会結社の自由という言葉が出てきます。集会とは人が集まること、結社というものは、何々の会というような団体を作ることです。この静岡県労働研究所もその中に入ります。それから言論・出版、これも言葉として出てきます。スピーチをしたり、文章を書いたり、投書したりすることが言論です。それから、そうした言論を出版物にする、印刷物にして発行することが出版で、元の言葉は英語のプレスです。本として出版するものや、紙として出すもの、新聞もここに入ります。新聞のインタビュー記事というものは、この言論の要素と、プレス＝出版の要素の両方を盛り込んだものとなるわけです。

そして憲法 21 条は、これらに続いて、「その他一切の表現の自由はこれを保障する」と書いています。「一切の表現の自由」、ここが大切でして、表現の裾野が広がっていくわけです。宇宙も裾野がどんどん広がっているらしいですが、表現の裾野ということも、新しい表現ジャンルが生み出されたり、新しい技術が生み出されるのに伴って、新しい表現のあり方が出てきたりするわけです。インターネットや SNS というのは、この憲法ができた 75 年前には想定されていなかった技術ですけれども、今や一般市民にとって無くてはならないものになっているわけです。そうした発展を塞がずに支える、発展の方向を見ている自由なんだということが大切です。もちろん芸術という言葉もこの条文の中には出てこないですが、芸術の自由も、当然に「一切の表現の自由」の中に含まれるわけです。

・国家からの自由

表現の自由の基本である自由とはどういうことかという、まずはじめの一步の意味は国家からの自由です。国や自治体の仕事を公権力と言いますが、公権力という言葉は、悪い意味に使われることもあります、それ自体は全く中立的な言葉です。ただ公権力が間違った方に使われたり、自由を抑圧する方に使われたりすると、その作用が大変強くなって弊害が大きくなります。だから一般市民やメディアが、公権力を監視する必要があるということで、公権力の監視ということがよく言われるわけです。これは悪者だから監視しているのではなくて、強いから監視しているわけです。で、表現の自由の「自由」は、まずはこの公権力からの自由です。

例えば、写真1は私の家の猫ですが、うちの猫は新聞が大好きです。読んでいるのか、単なる座布団にしているのか分かりません。でも、うちの猫は新聞が大好きです。こういう時に、「猫は新聞を読むな」と公権力が関わってきたとしても、私が「家の猫に新聞読ませるのは、私の自由だから」ということで、「関わってこないでください」と言う権利があるわけです。これは笑い事ではなくて、実はこれを女性に置き換えますと、戦前は女性が政治目的での集会を持つことを禁止する法律があったりしたわけです。当然、新聞の政治社会面に投書するなんていうこともできず、俳句とか短歌のような文化的なお稽古ごとで集まるしかなかったという歴史があります。そういう状況にあった女性達が、そういう趣味の文化の集まりの中で、女性の参政権を実現するための大変高度な議論をしていたりしたんです。

自由権の保障というイメージについて、写真2は川ですけれども、公権力のエネルギーは水と同じで、良い方へ使えば大変重要なもので必要なものです。ところがこれが氾濫して、一般市民の生活の場所に浸水してしまうと、一般人の自由の領域が踏み荒らされてしまうわけです。この氾濫を防ぎながら、このエネルギーを流すべき方向へ流す、コロナ対策をどうするかとか、貧困対策をどうするか、福祉をどうするかという方向へ流す、そういうエネルギーを正しい方向へ流すために、こちら側の自由の領域へは不用意に出てこないでくださいという護岸壁を作っています。憲法とは公権力のエネルギーに対して、こうした護岸壁を作っているようなものです。表現の自由も、これと同じ発想で始まっています。

・表現の自由はなぜ大切？

表現の自由はなぜ大切なのかと言うと、まず個人の人格にとって不可欠だと考えられています。私たちの人格は、生まれた時すぐに完成して出来上がっているものではなくて、親兄弟、家族から始まり、そして様々な社会とのコミュニケーションを通じて作られていきます。その中では文化芸術も、メディア表現も重要な要素です。特にテレビが一般社会に普及し始めてからは、人格形成の中にテレビの影響があるという人はたくさんいると思います。私も自分の記憶にはないですけども、親に言わせると、私が3歳ぐらいの頃に手塚治虫アニメのテレビ放映が始まり、私はどうやら鉄腕アトムが人格の中かなり入っているのではないかということと言われることがあります。こうしたコミュニケーションというのは一般市民に委ねられるも

ので、国が期待する人格・人間像とはこういうものだ、だからこっちへみんなを誘導しましょうという風に、国が自由なコミュニケーションを妨害して、ある方向へ人間の人格を誘導するというようなことがあってはいけない、個人の自由と市民の自由に委ねるということです。

それから誰でも自由に往来できる道や空間のイメージが表現の自由ですけれども、そういう中で市民に任せると言ったからには公が価値づけをしない、ということが「自由」の内容に含まれます。価値のあるなしは、公ではなく一般人が決めると、自由に往来できる道や空間のイメージが表現の自由なんだと、こういうことを思想の自由市場とも言います。ここでは、批判の自由を認める、お互いに違う意見や批判を言い合うことで議論を高めていくということが大切なことです。

それから先ほど開会の辞でおっしゃって頂きましたけれども、表現の自由は民主主義社会の前提ともなるものです。写真3(※)はアメリカの公民権運動の人種差別を克服するための運動の一場面ですけれども、そのデモに黒人も白人も、しかも大変有名な学識者も含めて、こんなに集まっているという事を見るだけでも、勇気を得られる人がいたり、「あっ、私は見識が足りなかったかもしれない」と気づく人がいたりすることもあり得るわけです。写真1枚だけでもインパクトがあります。そうした民主主義の社会にとって、自由な情報交換や意見交換が民主主義の社会の前提になっています。同じ意識を持っている人間が集まるだけでも意味があります。

(※著作権があるため冊子への掲載はできませんでした。)

そういった中で、図1の循環を見てほしいですけれども、表現や情報公開というものが人々に行き渡る、人々の側はこれを求め知る権利というものを持っています。それを判断材料にして次の社会を作っていく、そういう材料にしていくわけです。選挙で投票するとか、自分なりに社会活動に参加するとか、このように自転車の車輪のように、ぐるぐる回っていくのが民主主義です。公権力がここに邪魔を入れてはいけません。

図2は憲法の図ですけれども、国の仕事、統治＝国務、それから主権者＝国民、この循環を表現というものが支えているわけです。この循環を滞らせてはいけない、この循環が止まってしまうと、社会というものが血行不良に陥って、立ち行かなくなってしまうので、これを止めないというのが表現の自由の大切な部分です。

では表現の自由というものは、民主主義を選ばなかった社会にはなくてもいいのか、民主主義以外の国にはなくてもいいのかと言うと、私自身は違うと思っています。今や表現または情報共有というものは、民主主義を取っているか否かにかかわらず、人間の生存にとって不可欠になってきていると思います。特に化学が発展した今では、目に見えない命の危険というものがたくさん社会に存在するようになってきました。そうした社会では、ライフライン情報や危険情報を共有することが不可欠になってきています。国はそういう時に、不都合な情報を隠したり、歪曲したりしてはいけないというルールは、人間が共存するために不可欠になってきました。例えば火事だったら、熱い、危ないということが誰にでもわかりますので、「危険はありませんよ」、「このまま講演会続けましょう」と私が言ったとしても、今、火が迫っていると思え

ば、皆さん自発的に避難すると思います。ところが、匂いも色も温度も分からない危険物質、それからウイルス、COVID-19がそうですけれども、そういったものについては、情報をきちんと知らせてもらえないと命に関わります。こうした中では私たちの知る権利、情報公開請求というものがますます重要になってきていると思います。そしてそうした共存社会を支える責任というものが、国とか自治体、公には高まってきています。そうすると関わらないこと、放任することによる表現の自由だけでは、足りなくなってきたと言えます。その中で表現の自由というのは、暴力を回避し、生存・共存を支え、相互理解を実現していくために大切なものです。問題解決を図り、異文化を理解する、ここに文化芸術が果たす役割や、社会教育が果たす役割は、とても大きなものがあります。そこを支えるために公が仕事をすることが、行われるようになってきたわけです。

実際の社会では、エンタメ的なメディアがつつい分断を煽る方向に行ってしまうということもあり、これに対して禁止するという方向は、最後の最後の手段ということで、「多少いかなものかな」と思う表現がメディア上にあったとしても、そこは規制せず、自由を尊重する、ただし「本来の方向は共存社会の方向だよ」という呼びかけは、公が責任をもってする必要があるのではないかと思います。また表現の自由は非常に弱いデリケートなものです。萎縮効果を受けやすいです。日本のことわざですと「雉も鳴かずば撃たれまいに」とか「触らぬ神に祟りなし」という言葉があります。これはまさに萎縮を表している言葉でして、表現というものは黙っていた方が得ではないかと人々が思うと、それで萎縮してしまいます。だから表現したことによって不利益がある社会、とりわけ法律による規制があってはならないということで、その自由を手厚く保障する必要があると考えられています。

またそうした考え方から、公権力が不用意に関わらないようにということで、憲法 21 条 2 項に禁止ルールがあります。(図 3)これは戦前には実際あった検閲や盗聴、それから郵便物を勝手に公安警察が開けてチェックしてしまうというようなことがあったので、そこへ逆戻りしてはいけませんよという、U ターン禁止ルールなのです。どういうものがあるかと言うと、出版報道の内容の事前チェックや、写真報道を不許可とするなど、社会に流通すべき表現にチェックが入ることを検閲と言います。この検閲を憲法では、はっきりと禁止しています。市民の側に判断材料を回していくということが、さっき見た表現の自由と民主主義の関係でした。検閲は、それを遮断してしまうわけです。この遮断をしてはいけない、ということを憲法では言っています。

それから通信の秘密は、今度はプライベートなコミュニケーションの話です。(図 4)一般人同士のプライベートなコミュニケーションに、国や自治体が立ち入ってはいけないのです。盗聴や通信記録の傍受は原則禁止です。ただし、ここにテロ活動の危険がある時だけは別扱いではないかということで、新たな法律ができました。でも原則は通信の秘密を守るべきなので、よほどの時以外は盗聴などを国・警察が行なってはいけない、この原則と例外が逆転しないように私たち一般市民がきちんと注目しておく必要があります。

例えば、写真 4(※)は 3 年ほど前にネットに出回っていたシリアの空爆の写真です。軍事の専門家でなくても、空爆というものがどれくらいの威力を持つものなのかは、この写真を一枚見ればわかります。建物、大きな塔がこれだということは、人間は豆粒ほどもないような小さな存在で、「建物の下に隠れましょう」なんて言っても、空爆を受けたら瓦礫の下敷きになって死んでしまいます。バケツリレーで火を消しましょうとか、火事になるかどうか以前に、爆発の威力で死んでしまうなど分かるので、逃げる以外、仕方がないと分かります。

(※著作権があるため冊子への掲載はできませんでした。)

ところが日本では戦時中に、写真報道を塞いだ状態で、「皆で対処すれば大丈夫です」という情報共有をさせてしまったわけです。そして事実情報がない中で、写真 5(※)のような戦争画を芸術家に描かせて、「兵隊さんはこんなにかんばっています。みんな気持ちを一つにして頑張りましょう」という方向を作っていました。そのために芸術家の力でフェイクなイメージが社会に入って伝わってしまっていました。こうしたことは今強く反省されていて、研究材料にもなっています。

(※著作権があるため冊子への掲載はできませんでした。)

また学問についてもそうした反省がありまして、ちょうど今から 1 年前の 2020 年 3 月 11 日に、NHK の歴史秘話ヒストリアという番組で、大変良い番組が放映されました。(写真 6)もし NHK オンデマンドなどで見られる人は、お勧めしたいと思います。太平洋戦争中に起こった地震がありました。大地震があったのですが、これが「戦意を喪失させる方に繋がってはいけない」、また「軍事施設がこれで打撃を被ったという情報として敵国に伝わってはいけない」ということで、塞がれてしまいました。また学者の警告も塞がれてしまいました。だから一般市民が、この災害で被災した人の情報もわからずに放置されてしまったということがあります。生存や共存の観点から、こうしたことは繰り返されてはならないわけです。検閲などの言論統制がなぜあってはならないのかが、こうした事実からわかると思います。

2 分断を超えて

ここからが今日の本題になるわけですが、憲法のこうした基本の考え方からすると、ヘイトスピーチも含めて、言論は全て放任すべきなのかという問題、それから芸術祭などの公的な助成、公的な支援というものは、ない方がいいではないか、余計な関わりをしてしまっているのではないか、そういう疑問が出てくると思います。これまでの話は、自由権としての表現の自由の基本の話と言いますか、近代と現代で分けるなら、近代の出発点の話でした。日本の表現の自由の保障は、大変考えが遅れていまして、今から 75 年前にやっと近代のレベルにたどり着いたところだったので、まず近代レベルの、国家からの自由を確認しなくてはならなかったわけです。そこは一応固まり、地固めができたという段階で、今度はそれを支える方向に国家が動くという現代の話に移って行きます。ただし日本では、近代の方がきちんと固まっていない状態ではないのか、特にメディアの報道の自由度については、近代的な自由が

固まっていない状態で、現代的な国家による基盤の整備という議論に移ってしまったために、大変問題が複雑化してしまっているのではないかと私自身は思っています。

・ヘイトスピーチを「表現の自由」理論に照らして考える

今日的な問題の方に話を移していきます。まず多文化社会にとって、やはり克服しなくてはならない問題がヘイトスピーチです。ヘイトスピーチを表現の自由の理論に照らして考える必要があります。まずは公共の福祉による規制というものは、表現の自由一般にもあります。今日の開会の言葉で頂きました名誉毀損ということもその中の一つです。他人の社会的な名誉を害するという事は、その人の社会的な生き方を妨害することになってしまいますので、そうした他人の権利を害する行為は公共の福祉による規制を受けます。他人の権利を害する表現や、社会に危険や損失をもたらす表現、それから表現の自由自体を成り立たせなくさせるような表現、例えばネット上でウイルスを作って蔓延させるということは、ネット上の表現の自由を成り立たせなくさせてしまい、それは規制を受けても仕方のないものだと思います。ヘイトスピーチも、ある限界を超えますと、そのように表現の自由という環境を成り立たせなくさせてしまうものなのではないかと考えられます。ただヘイトスピーチというものは、表現内容に踏み込んで法的対処の対象としますので、表現の自由の理論からは最も慎重でなければいけない分野になります。そこでどうしても規制が必要か、どういう規制方法なら表現の自由との両立ができるのかということとを厳密に議論しなくてははいけません。最近、そこで厳密にきちんと議論しようということで、慎重な議論という言葉を使いますと、慎重論というのは結局何もしない、規制をしない議論というふうに受け取られがちですが、本来はそうではないのです。どうしても必要なのか、どうしても必要なのかをきちんと議論して、この議論をしてもなお必要だという結論になったものは規制をするということが表現の自由の理論です。

表現の自由と、規制すべき事柄を、海と島のイメージで捉えてみたいと思います。図5の背景は青ですけれども、ここは無限の表現の自由という海がありまして、そこに他人の名誉を害すると名誉毀損になるとか、他人の著作物を無断で使ってしまうと著作権侵害になるという風に、他人の権利の島というものがいろいろにあります。プライバシー侵害、プライバシー権の島というものもあるわけです。他人の島に無断で上がりこんで、そこを踏み荒らしたりすれば、裁判などで権利侵害に問われたり、法律でアウトになったりするわけです。それからその海の安全を妨げるようなものもアウトです。先ほどのウイルス作成罪というものが、そういう考え方に基づいて犯罪となっています。

ヘイトスピーチもその観点から考える必要があると思いますけれども、ヘイトスピーチとは何かと言った時、まだ完全な合意はできていないと思います。2016年制定のヘイトスピーチ解消法というものは、ごく限られた対症療法に留まっていて、ヘイトスピーチとは何かという本質に答えるものにはなっていません。2019年のあいちトリエンナーレでも平和の少女像が日本人へのヘイトだという言葉で指弾された例があります。このように、あれもヘイト、これもヘイトという言いあい起きやすい状態になっています。

もし個別の侵害を裁判で救済するということに徹するのであれば、定義ははっきりしていなくても本人の苦痛の度合いを裁判で見るということでいいですが、今後のヘイトスピーチ解消の努力が、裁判による救済では足りない、罰則の導入に進むとなりますと、定義を十分に明確化して絞り込む必要が出てきます。刑罰というのは一番萎縮効果の高い規制方法なので、萎縮効果が広がらないように、どういうものを罰するのか、はっきりさせないといけないのです。

・規制を実効化するために…3つの言論を区別する必要がある

そのためにもヘイトスピーチとまでは言えない表現というものを、一応分けておく必要があると思ひまして、以下の三つを区別する必要があると思っています。ある立場の人にとっては不快な表現、例えば、私は今年の5月に還暦になりますが、「女性と言うにはあまりにもお年を召しておられる」と、もし言われた時、私にとっては非常に不快な表現であります。だから「それ不快です」という表現の自由が、私にあると思っております。けれども、「お年を召した」という言葉や、「女性と言うには」という言葉を一つ一つ取り出して、この表現はアウトと言えるかという、これはちょっと無理があります。だから「その不快な表現は私には不快です」という対抗言論によって気づいてもらうという方法、つまり表現の自由の土俵の上で、嫌だと思った人も表現の自由アクターとして対抗言論を出していくというのが、原則です。

それから差別表現というものは、差別を助長させたり固定化させるタイプの表現なので、決して良いものではないですが、差別表現の中で認識不足・見識不足から出た失敗と言うべき表現が世の中にはたくさんあります。例えばある病気を、かつて差別表現の題材にされていた言い方で、ついつい言ってしまう癖のある人がいます。でもそれが悪気はなくて言っていたという時に、気づいてもらって直してもらおうという、そういう直し方が可能であれば、法による規制ではなく、個別に気づいてもらう対抗言論、または本当に酷いと思った時に裁判ということで改善可能だと考えられます。気づいてもらうということです。

ところがヘイトスピーチというものは、これと違ひまして、社会共同体や公共圏から相手を言葉で叩き出す、或いは言葉で叩き伏せて黙らせるというものです。沈黙強制の効果が非常に高いわけです。この沈黙強制されてしまった人にとっては、言論の自由の空間に平等に出て行って発言するということが、とてもしにくくなるということが言えます。例えば、私だったら「お年を召した女性が発言をするな」と言われたら、「そんな理不尽なことありません」と、パシッと言えると思ひますがけれども、差別を受けている弱い立場にいる人は、そういう対抗言論をしようすると差別のターゲットになってしまうので、怖くて反論が出来ないという現状があります。だからこうした相手を心理的に傷つけ、畏怖させることをあえて意図しているという表現で、しかもそのように相手を黙らせてしまう効果が高い差別表現の場合には、気づいてもらって止めてもらうということは無理です。傷つける効果があるとわかれば、ますます調子付くわけですから、ヘイトスピーチだけは最初の二つの類型とは違う対応が必要だろうと、表現の自由を

最も重く見る立場からも、このヘイトスピーチの害の重さは無視できないものになってきていると思うわけです。

認識不足から出た差別表現についての裁判として参考になるものとして、「アイヌ肖像権裁判」というものが1980年代にあります。これは、ある民俗学者が認識不足から起こしてしまった差別表現問題で、表現の対象になった当事者の方が裁判を起こしたことで、当人も、その表現を許容していた学会も認識不足であったと気付いて、謝罪をし、出版物を取り下げているという事例です。判決は出なくて和解で終わっていますが、和解で終わっているということは、つまり気づきを促す裁判が功を奏したということが出来ます。こうした方向でいけるものであれば、その方が望ましいわけです。

それから差別を助長するような個人情報、その人の出身地の地域などを出したり、性的指向性を暴露したりするということ、こうした個人情報アウトティングも差別表現の中に入ると思います。裁判による救済はある程度確立していますが、規制に踏み込むかどうかについては、ずっと議論が行われている領域です。

・ヘイトスピーチの特殊性

そして気づきよっての改善が出来ないヘイトスピーチの特殊性というところに、焦点を当てたいと思います。最近の例では、新宿区で行われた震災時の朝鮮人虐殺事件の犠牲者の追悼式がありましたけれども、これに対して毎年妨害的なヘイトスピーチが繰り返されています。ヘイトスピーチを受けた当事者が対抗言論として「妨害はやめてください」と言うことは当然の権利だと思いますが、「やめてください」と言ったところ、場が騒然として荒れてきてしまう、その場合に喧嘩両成敗という形で扱われて不利を招いたり、危険であるという場合があります。この話は後でも触れます。

こうなりますと、先ほどの海と島の図を思い浮かべて欲しいですけど、傷ついた人を救済する人格権侵害の裁判というものは、青い海の中で島の部分に来たら、裁判で救済しましょうという理論でした。しかしヘイトスピーチの中には、共存を支える言論環境自体を成り立たせなくするような悪影響を持つものがあるのではないかと、そして憎悪暴力を蔓延させる、または憎悪暴力は悪だという普通の倫理感覚を麻痺させる影響を持つ場合があるのではないかと思います。SNS上の誹謗中傷を見ていると、その麻痺が起きている人がかなりいるなど、例えば人に「死ね」とか「お前は生まれて来なくて良かったやつだ」というのは、相手を真剣に追い詰める言葉ですけども、SNSではそれが大量にきてしまうということが実際に起こりえます。つまり攻撃対象となった人々の内面的な人格や社会的評価を傷つける側面、これだけでしたら裁判での自己救済が原則ですという話になるわけです。そして名指された当事者、ヘイトスピーチでの被害者が明確な場合には、そういう裁判が実際行われてきました。京都朝鮮学校事件の例などがそうです。しかし、この特定が困難な場合、特にSNS上のヘイトスピーチの場合には、裁判による救済はかなり難しい、そして社会を分断したり判断をゆがめたり、差別を助長するという効果はかなり出てきているというわけです。こうしたものについては、そ

の害悪の事実、法律家だと立法事実と言いますけれども、害悪が実際にどのくらいあるかという調査をきちんとし、立法事実をきちんと議論をして、特定して行って、それなりの対応が必要になるのではないかと考えられます。

・「公」の「解消努力」

しかし言論を規制するタイプの法律を作る前に、まずは国や自治体がもう一段の解消努力をすべきでしょう。2016年のヘイトスピーチ解消法では日本に適法に居住する外国人についてだけ、法律でそういうことが言われたということで、その他に色々な差別が社会にはありますが、そこには直接の法律の効力はないこととなります。しかし国や自治体は、共存社会を作っていくという責務を考えた時には、誰に向けられた差別発言であるかというところを限定せずに、いわゆる差別助長発言については解消の努力をすべきものだという考えで、責任を引き受けて欲しいです。ところがそれを理解していない公人発言がかなり見られています。特にヘイトの許可、憎悪の許可になってしまうような発言が、これまでいくつも見られるので、言論規制の前にまず公の担当者が、これを自重する責任を自覚してほしいというところです。これを規制する法律はないですし、それから公人に対する懲戒規定などありません。民間の事業者の見識に期待するというのがほとんどになってしまいます。この最小限の責任を公の担当者に知ってもらう必要はあると思います。

そして一般社会に対してヘイトの許可となる言論の例としては、コロナになってから、ある自治体の市議会議員が外出自粛に理解のない行動に対して「殺人鬼」という言葉を使って、注意を促そうと警告をしようとしたのですが、これは不用意な発言であったと思います。自粛警察マインドを助長する、攻撃的な社会に向かってしまう恐れのある発言です。

それから芸術の分野でも、公人が不快感を示す発言をすると、一般人がそれに勢いづいて、法律上許されないレベルの業務妨害にまでなる、平穏な環境を害する業務妨害をひき起こしてしまうということが繰り返されています。あいちトリエンナーレや、ひろしまトリエンナーレのプレ企画のアートベース百島のイベントについても、そういうことは起きたのですが、実はそれ以前からそういうことはかなりありました。その時に行政職員など、足元を支える人々が、過剰な嫌がらせを受けますと精神的に疲弊してしまって、イベントが立ち行かなくなってしまうということも起きます。2019年のしんゆり映画祭でもそういったことが起きていました。この例では、少数派民族や外国人に対する「黙れ」というタイプのバッシングが含まれていました。

一方、ヘイト解消や共存社会に向けたメッセージの発信ということに努力している自治体もあります。長野県や長崎県などがコロナに関連する差別誹謗中傷発言を行わないようにと呼びかけたりしました。こうしたことは必要です。そしていま、病気だけではなく、社会的民族的マイノリティに対しても、こうした配慮は必要であろうと思います。先ほど言及させて頂きました新宿区の公園で行われています朝鮮人犠牲者追悼式典を例にあげると、これも一種の文化行事化していると思います。例年行われているということと、犠牲者の霊を鎮魂する、慰めるということで、毎年追悼のために伝統文化となっている踊りが披露されているということです。

私も YouTube でその状況が中継されていたので見せて頂きましたけれども、芸術性の高い舞踊が式典の中の重要な部分として披露されていました。こういうものは心を落ち着けて静かに見ないといけないものだと思いますけれども、その間もハンドマイクスピーカーだと思えますけれども、それを妨害する、かなり口汚い妨害の言葉がその周囲から聞こえていました。式典にふさわしい平穏な環境が守られていたとは言いがたい状態が起きていました。毎年そのようになってしまうのだそうです。東京都知事は 2017 年以降、追悼の辞は出さないこととしているそうです。これについては法学者としてこうでなければいけないということとは言えないのですが、ただ 2019 年の式典について起きている衝突は、法的に議論すべきレベルになっていると思います。妨害に対して妨害はやめてくださいと言ってもみ合いになったことが、傍から見ると騒然とした状態を惹き起こしたということになるわけです。それに対して東京都が「また衝突が起きたら式典を中止する」との誓約を、両方の団体に求めていました。この方式は 2020 年については取り下げられました。私は、これが取り下げられたことは正しい判断だったと思います。というのも妨害したい側は辞めさせたいわけです。悶着が起きたら喧嘩両成敗で辞めさせるとなると、これは妨害したい側の一方的な得になってしまいます。喧嘩両成敗に見えながら、これはヘイトスピーチの側に有利になってしまうので、この方式はよろしくないと思っていました。

それからもう一つ川崎市のふれあい館や、それから北海道の民族共生象徴空間であるウポポイ、それからあいちトリエンナーレに出展された平和の少女像、それについて出展の内容や作品について様々な異論や批判は、あるいはこれがふさわしいのかという議論はあり得るとしても、試みとしては今まで十分認識されてこなかった歴史や異文化共存への気づきを促す試みであると思います。文化芸術の分野から、そういう気づきを促す試みがあるということは大変価値のあることで、少なくともヘイトスピーチを禁止するという言論規制よりは、こちらで行けるならこちらの方が望ましい道です。こうした試みを毀損したり、出展不能の状態を作り出すということが、川崎市でも北海道のウポポイでも起きてしまいました。一番痛ましいのは、脅迫が繰り返されている川崎市のふれあい館だろうと思います。これは厳密なヘイトスピーチとは法的には違うと思いますが、社会的意味においてはヘイトスピーチと大変よく似た萎縮効果をマイノリティ側に与えてしまいます。またこうした試みをやっ払いこうという文化事業の担い手に対しても萎縮効果を与えてしまうわけです。公がこれを引き受けるということは非常に価値のあることです。公の文化事業担当者は、こうした妨害に対しては毅然として被害を訴え出て事業を継続して欲しいと思います。ここで萎縮してやめてしまうと、その萎縮を社会にも同調させることになってしまいます。とりわけマイノリティにとって、この萎縮を飲ませることになってしまうので、そうならないように踏ん張ってもらう必要があるだろうと思います。

こうしたことについてはミクロな視点とマクロな視点の両側から見る必要があります。裁判とか、それから個々のケースで精神的なトラウマを負ってしまった人に相談に乗るといったことはミクロな視点です。そして法による対応をどうするか、法律を作るかどうかというのはマクロな視

点になりまして、ここでは憲法の表現の自由の理論と付き合わせて考えなくてはということになるわけです。ヘイトスピーチについてもキメの細かい議論をしましょうということになるわけです。その中でも暴力の現実的な危険がある時には、それに応じた判断は行われています。

そして、特にコロナ禍の社会では、デマとヘイトスピーチによる社会的排除が、暴力と同じくらい現実的な危険につながる場合があると思いますので、これが起きないようにという配慮は必要です。感染症への不安と社会的弱者へのヘイト感情が結びついてしまって、社会的排除が起きやすくなる、特にライフライン情報からの排除が起きるということは、命の選別に繋がってしまう恐れがあります。ここには自治体の努力が必要だと考えられます。

・文化への公的支援

さて公的支援についてですけど、特に文化芸術に関する公的支援、公が支える必要のある事柄がたくさんあるという時に、昔の表現の自由論では足りないわけです。新しい役割が、公にはたくさん出てきています。最初に見て頂いた写真2の川ですが、公のエネルギーをあべき方向へ流す、そして必要なところには使ってもらおうというのが憲法の考え方です。表現の自由についても、表現への規制、せき止めではなくて、表現の自由をより効果的にみんなが享受できるように支援する方向ならば OK と考えられています。文化享受の権利というのが憲法13条の幸福追求権に含まれるということが、今提唱されている有力な考え方ですけど、その方向にも合っています。

公民館や公共図書館なども、こうした方向にあるものです。25条に基づいて、公が国民の健康で文化的な生活を支える場面で、人々の健康を支えるための医療政策なども必要でしょうし、それと同じだけ文化的な生活を支えるということも必要で、そのために公民館や図書館や美術館そして公的な芸術祭というものも奨励されてきているわけです。これは各自治体がやらなければいけないというものではありません。最低限度の生活を支えることはやらなければいけないです。その上を見ることもできる、特に文化的な事業については、最低限度より上を見ることはいくらかでも OK ですが、やらなければいけないわけではないです。少なくとも憲法はやらなければいけないと言っていないけれども、それを支えていく方向は憲法において開かれている、OK だと考えられています。また憲法26条の教育を受ける権利も、今では学校教育だけではなく社会教育も重視されています。その中で文化芸術支援というものがあります。国または自治体が市民の文化的豊かさを支援することは望ましい方向だと考えられています。

また国連の世界人権宣言の27条を見ても、芸術を鑑賞し科学の進歩と恩恵とにあずかる権利を全ての人々が持っていると言っています。一般の表現の自由、最初に見てきた近代的な放任してくれというタイプの自由については、他に条文がありますので、別にわざわざこれを規定しているということは、それぞれの国にこれを充実させる方向を求めていると思います。日本の憲法を見ても、世界の人権保障の趨勢を見ても、この方向は望ましい方向だとい

とができる、これが現代的な表現の自由の支え方ですが、日本ではここにトラブルが起きてしまったわけです。

日本の文化芸術基本法もそうした方向で、枠組みを支える、環境を支えるということが謳われていますけれども、先ほど近代型の最初に出てきた公権力、図6は昔のゲームのパックマンのような絵ですけど、公権力は、左では悪者として捉えられていたのに対して、右のように現代では表現の自由を支える方向ならばOKということで支援者に形を変えてきました。

けれど、あいちトリエンナーレやしんゆり映画祭などを見てみると、それがまた図7に姿を変えて、「それは撤去してください」、「自腹でやってください」という形が起きてきてしまったわけです。

法学的にみると文化芸術基本法で、自治体や国が、文化庁が文化芸術の支援を引き受ける、これによって支援される芸術というのは選ばれたものです。(図8)全てに対しての支援ということは財源に限りがあるために、現実には無理だと思います。したがって芸術祭などでは限られたものが実費を援助してもらい、助成してもらいという支援を受けるわけですが、それによって本来ならかなり高くつく芸術活動が安くできるために、一般市民に安く公開できて、一般市民も高尚な趣味ではなくて、いつでも親しめる、気軽に親しめるものとして文化芸術に接することができるようになってきているわけです。

ここにトラブルが起きたのがあいちトリエンナーレでした。ここで文化芸術支援をして芸術祭あいちトリエンナーレをやったところ、この展示はけしからんということで、公人の発言があり、そしてそれで勢いづいてしまった電凸と言われる現象が起きて、公務員へのハラスメントが激しくなってしまうと、一部の展示が立ち行かなくなってしまう。この脅迫は法的に許容されるものではないので、これは違法だということをはっきり申し上げておきます。

ここで行政の中立ということが言われるべきですけども、求められる中立は芸術表現の中立ではないです。芸術表現は芸術の専門家の視点から、芸術の価値において判断されるべきものです。例えば写真7の源氏物語絵巻のように貴族文化を素晴らしいと言っている芸術作品・文化財は、憲法から言わせてもらえば、憲法14条で貴族制度はもう禁止していると、平等社会で民主主義の社会だから、貴族だけが政治をやっていた貴族文化を持ち上げるようなものは憲法に反するじゃないかという議論は、しようと思えば可能です。だからこれは文化財として保護することは政治的中立に反すると言おうと思えば可能ですが、そういうことは誰も言わないわけです。私もそんなことは考えていません。芸術や文化財の保護というのは、その時々々の政治体制や政策に沿って行政を実行するという意味の行政の中立とは別の、芸術的歴史的価値によって選ばれているからです。

これを図9で示しました。例えばある芸術祭をやろうとかある美術館を建てようという企画が上がった時、議会で文化政策のあり方や、その予算をどこまで出せるかという審議をして、この予算でやりましょうという決定をするわけです。枠が決まったならば、法治国家における行政は、その決まった事に従って行うのがルールです。その中で個別に私の政治的立場としては賛成できないという人がいても行政としてはやります。政治的立場から議論するのは議

会です。議会と行政にはそういう役割配分がある、だから行政は決まったことに対して自分の政治的立場から文句を言わず、仕事としてやってください、というのが「行政の中立」なんです。そして、やった結果、これは感心しないというものがあるかもしれないです。そうするとそれは文化を享受した一般人や、それから有権者、それからもちろん専門家の様々な議論もあっていいです。そういったものが次への反省として反映されていく、さっきの民主主義のサイクルを思い浮かべてほしいですが、こうしたサイクルで動いていくべきで、ここで気に入らない、これはまずいのではないかと思った人が、やめさせるという、この流れを逆流させる動きということは、法治国における文化行政のあり方としては異常なことになります。それはよほどの例外的なこと、例えばこの中の展示が特定の人々の権利を本当に侵害していると、ある人のプライバシーをアウティングしてしまうようなものだったので、その人の権利を守るために中止するしかないというような特殊な場合だけです。

また、ここで求められる中立とは、市民それぞれの表現の中立でもありません。民主主義とは多様な意見や価値観を持ち寄って集約するものですので、持ち寄る前のものを真ん中にそろえなさいと言ってしまうと民主主義にならないのです。中立ルールというのは芸術の内容や市民のイベント、公民館でやるような市民のイベントにおける市民の中立を求めるものではありません。行政は例えば公民館などを私物化してはいけない、それから特定宗教団体への便宜供与もダメです。しかし、それは宗教を応援するのではない音楽を鑑賞する会で、「バッハの曲は、昔は宗教音楽だったよね」と言って排除するような趣旨ではありません。それから市民が政策について討論するということについて、場所を貸す事もまったく自由なわけです。ここが今かなり見失われて、公が過剰に萎縮していないかという問題がいくつかあります。裁判例も色々ありますが、その細かいに裁判例については、またの機会または討論の中でお話をさせていただこうと思います。

今起きている問題を整理しますと、公の施設を使わせてもらえないとか、公の後援や公認を出してもらえないとか、公の発行する冊子に掲載されるはずが掲載してもらえないものが個別に出してしまったとか、公の補助金を交付してもらえない、取り消されるとか、不交付決定があったとか、そういうことが起きているわけです。ここではまず一般市民の表現リテラシーの不足によって電凸、職員へのハラスメントが起きてしまった。これを防ぐためには、表現リテラシーの共有が必要だと思っています。私のような仕事をしている人間が、こういうことのために働かなくてはいけないということは考えています。それから政治的見解を理由とする差別的取扱いというのは、公民館などではあってはいけないという判決が出ています。

ただし芸術祭は、公民館と比べて能動的に良いものを選別して選ぶというところが強いです。専門家の目から見て良いものを選ぶ、この選ぶことを検閲だと言って拒否すると、公的芸術支援そのものが成り立たなくなってしまうので選ぶことはあって良い、ただ会場の安全確保という理由から、ある展示を中止するという場合には、別問題です。これは判例がありません。泉佐野市民会館事件判決という判例がありまして、よほどの差し迫った危険が具体的に予想できるという場合に限られます。嫌がらせがあるのではないかという程度のことで、会

場の安全性確保ということを中止の理由にすべきではないです。同じ理由である作品を撤去させるという場合にも、同じ論理が当てはまると思います。

さて、こうしたことを訴訟で争うかどうかということは、各表現アクターに任される問題になります。

民主主義のルートで考えていく場合には、大変長い時間が必要なものもあります。その中で、公的支援はまだ固まっていないデリケートなものであるということと、試行錯誤の余裕が必要だということが言えます。試行錯誤の幅を認める懐が、どれぐらい日本の言論環境にあるかどうかということが、日本の文化芸術支援にとって重要な論点になってくると思います。

さいごに

マイノリティ問題が深刻化している中で、それに気づく、そしてマイノリティを排除しないということが、共存社会への気づきであると同時に、コロナ禍では、自分たちがいつマイノリティの立場になるかわからない状況にあると思います。マイノリティを排除しない社会を作るということは、自分も排除されない、そして今まで他者だと思っていたマイノリティも排除しないという社会を作ることだと、それが表現の自由の考え方にも、根底に共有されるべきことだと思って頂ければと思います。私の基調講演はここまでにさせていただきます。